

科学技術・学術政策研究所に関する問題の検証とその後の経過

—2026 年 8 月 14 日公表資料—

2026 年 8 月 14 日

齋藤経史

[1] 本資料の概要

[1-1] 本資料の目的と私（齋藤経史）の立場

本資料は、私が 2026 年 3 月 28 日に Wish2Reform (<https://wish.to/reform/>) で公開した文部科学省 科学技術・学術政策研究所（NISTEP）における業務管理や博士人材データベース（JGRAD）事業等に関する問題提起を出発点として、その後に確認された事実や経過を整理するものです。2026 年 3 月 28 日時点で公表した内容を改めて概観した上で、その後に明らかになった事実や関係組織の対応を踏まえて当時の問題提起を検証し、2026 年 8 月時点までの経過を記録し、広く公表することを目的としています。

科学技術・学術政策研究所は、科学技術政策や研究人材に関する調査研究を行う文部科学省直轄の国の研究機関です。私（齋藤経史）は 2020 年 6 月 1 日から 2025 年 5 月 31 日まで同研究所の第 1 調査研究グループで常勤の上席研究官として勤務しました。その後、2025 年 6 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで客員研究官の立場にありました。私は科学技術・学術政策研究所において、博士課程学生や修了者の進路・キャリアを把握する博士人材データベース（JGRAD）事業を担当していました。

本資料で扱う問題は、科学技術・学術政策研究所において 2021 年以降に生じた業務管理上の問題や博士人材データベース（JGRAD）事業に関する問題に端を発します。その後に明らかになった新たな問題や各種手続の経過も含めて整理し、科学技術・学術政策研究所の個別事例にとどまらず、公務員組織における業務管理、人事評価、意思決定、公益通報等に関する構造的な課題を広く示し、その改善を促すための公開資料です。

[1-2] 2026 年 3 月 28 日の Wish2Reform による情報発信のあらまし

この [1-2] では、2026 年 3 月 28 日までに一般公開した内容に基づき、科学技術・学術政策研究所で何が起こり、どのような対応を経て同日の公表に至ったのかを簡潔に振り返ります。

2026 年 3 月 28 日時点までの経過と主な問題は、概要図の 1 ページ目にも整理しています。

(<https://wish.to/reform/next01/summary260814.pdf>) なお、その後の人事異動により、2026 年 8 月 14 日現在では橋本総括および塩崎所長はいずれも科学技術・学術政策研究所を離れていますが、本資料では 2026 年 3 月 28 日の Wish2Reform 公開時の科学技術・学術政策研究所における役職に応じて呼称します。

A. 2026 年 3 月までに科学技術・学術政策研究所で生じた問題

◆ A-1. 当時の同僚の上席研究官の不透明なテレワーク勤務と反復した報告書公刊遅延

当時の私の同僚であった川村真理上席研究官は、2021 年 9 月の着任以降、9 割以上の勤務日がテレワークとなっていました。2022 年 1 月 25 日に川村上席が主著者となって公刊した報告書（調査資料 317）では、多数の誤字脱字や記載上の不整合などが確認されました。川村上席の報告書の修正対応（修正版や正誤表の作成・公表作業）は誠実さに欠けるものであり、当時の上司は川村上席への指示や対話に苦勞していました。その後に川村上席の上司となった別の職員も、川村上席との連絡や報告書案の確認に苦勞していましたが、その職員による進捗管理や業務支援の効果もあり、川村上席は 2023 年 1 月 31 日と 2024 年 3 月 22 日に、それぞれ報告書（調査資料 323、調査資料 337）を公刊しました。

しかし、2024 年 8 月に着任した橋本俊幸総括上席研究官は、川村上席を含む第 1 調査研究グループの進捗管理や業務支援を実質的に放棄していたため、問題は深刻化しました。橋本総括の着任時には、2022 年度に実施された博士人材追跡調査に基づく報告書「博士人材追跡調査－第 5 次－」が 2024 年 9 月に公刊予定とされていましたが、同月に 2025 年 3 月へ延期されました。その後も具体的な理由や中間生産物が示されないまま、公刊予定が繰り返し先送りされました。川村上席は 2024 年 3 月以降、Wish2Reform で情報発信を開始した 2026 年 3 月 28 日時点ま

で、主著者となる報告書を公刊していませんでした。Wish2Reform では、テレワーク勤務が常態化する一方で、2 年以上にわたり主著者となる報告書を公刊していない川村上席について、テレワーク申告日の相当部分に勤務実態がなかった可能性があるとして、不就労の疑いを提起しました。

◆ A-2. 当時の上司であった総括上席研究官の散漫な業務姿勢と不適切な業務管理

当時の上司であった橋本総括には、前述した川村上席の業務管理のみならず、全般的に散漫で真剣味に欠ける業務姿勢が見られました。所属職員の業務内容を十分に把握せず、期限のある作業や関係者への連絡を先送りすることが常態化していました。私と他の職員は連携して、川村上席の不透明な勤務実態と報告書公刊遅延を是正するための対策を橋本総括に繰り返し提案しました。しかし、橋本総括はこれらの対策を実施せず、結果として川村上席の問題を事実上放置しました。

また、橋本総括の業務管理上の問題は、私が担当していた博士人材データベース（JGRAD）事業の運営や引継ぎにも表れました。私が 2025 年 5 月 31 日で常勤職員を退職することは以前から決まっていたましたが、橋本総括からは、後任者の採用状況や引継ぎ方針に関する情報共有がありませんでした。後任候補者が 2025 年 7 月に着任する予定であることを橋本総括から初めて知らされたのは、常勤としての最終勤務日である 2025 年 5 月 30 日でした。また、私は常勤職員の退職後も客員研究官として JGRAD の引継ぎや事業支援を行う意向でしたが、橋本総括の情報の非共有等によって、客員研究官として公式の立場で行えた引継ぎや事業支援は、極めて限定的なものとなりました。

さらに、2025 年 9 月に開催されたオンライン JGRAD 連絡会では、他の JGRAD 関係の客員研究官には出席の可否が確認された一方、私には同様の確認がなく、最終的に参加を拒否されました。橋本総括からは、他の客員研究官との取扱いの違いについて合理的な説明はありませんでした。私は、この対応は、人事院がパワー・ハラスメントの具体例として示す「隔離・仲間外し・無視」に当たり得ると考えました。2025 年 9 月 26 日、塩崎正晴所長を含む 4 名の職員に対

し、JGRAD 事業の運営・引継ぎに関する問題に加え、川村上席の業務管理を含む橋本総括の一般的な業務姿勢について証拠資料とともに報告しました。

◆ A-3. 当時の所長による問題の放置と研究所全体のガバナンス不全

2025 年 9 月 26 日の私からの報告から 3 日後の 9 月 29 日、塩崎所長は所内イントラネットに「業務運用の適正化について」という文書を掲載し、管理職による厳格な進捗管理や 3 日以上連続テレワークを原則として認めない方針を示しました。私は当初、塩崎所長が問題を認識し、改善に向けて対応するものと期待しました。しかし、その後も川村上席のテレワーク勤務と報告書公刊の先送りは続き、橋本総括による実効的な進捗管理も行われていない様子でした。このため私は、塩崎所長が問題を認識しながらも形式的な対応にとどまり、川村上席と橋本総括の問題を結果として黙認したと考えています。

さらに、塩崎所長は、JGRAD 事業の引継ぎが不十分であり、その背景に橋本総括の業務管理上の問題があることを認識していました。それにもかかわらず、私や他の JGRAD 関係の客員研究官から十分な状況確認や意見聴取を行わないまま、JGRAD 事業の終了を承認しました。こうした経過は、問題が担当者の段階でも、管理職の段階でも、所長を含む組織上層部の段階でも是正されなかったことを示しており、科学技術・学術政策研究所全体のガバナンスが十分に機能していなかったと考えています。

B. 刑事告発状の提出と Wish2Reform における情報発信

私は、科学技術・学術政策研究所の内部で繰り返し問題を伝え、改善策を提案しました。しかし、川村上席の勤務実態や報告書公刊遅延、橋本総括の不適切な業務管理について、塩崎所長を含む研究所上層部による実効的な是正は行われませんでした。このため、関係者の行為や対応には刑事責任が生じる可能性もあると考え、2026 年 3 月、関連する経緯と私が保有する資料を添えて、東京地方検察庁に刑事告発状を提出しました。

その後、2026 年 3 月 28 日にウェブサイト「Wish2Reform」を公開しました。Wish2Reform では、第一に、川村上席の業務実態が不透明なテレワーク勤務と繰り返された報告書公刊遅延の

問題を示しました。第二に、博士人材データベース（JGRAD）事業の運営、後任人事、引継ぎ、連絡会への参加拒否、事業終了に至る経過を示しました。これら二つの側面を通じて、橋本総括の散漫な業務姿勢と不適切な業務管理、さらに川村上席と橋本総括の問題に対して、塩崎所長を含む研究所上層部が実効的な是正措置を講じなかったことを説明しました。

Wish2Reform での情報発信は、科学技術・学術政策研究所や関係者個人を批判することだけを目的としたものではありません。科学技術・学術政策研究所で生じた問題を具体的な事例として示し、担当者、管理職、組織上層部の各段階で問題を把握・是正する仕組みが機能しなかったことを社会に伝えるために行いました。また、この事例を踏まえ、公務員の人事評価や業務管理の制度を改善する必要性についても問題提起しました。

[1-3] 本資料で取り扱う内容

2026 年 3 月 28 日の Wish2Reform による情報発信後、科学技術・学術政策研究所や関係組織をめぐって複数の動きがありました。本資料では、[1-2] で示した 2026 年 3 月 28 日時点までの経過を前提として、その後に生じた事実や私が行った手続、関係組織から示された回答等を 4 つの側面から整理します。なお、概要図の 2 ページ目では、後述の [3] と [4] を博士人材追跡調査に関する一連の経過として一つにまとめ、3 つの側面として整理しています。

(<https://wish.to/reform/next01/summary260814.pdf#page=2>)

[2] では、東京地方検察庁に提出した刑事告発状について、作成・提出から返却に至る経過と、その後に再提出をいったん保留している理由を示します。また、Wish2Reform による情報発信後に文部科学省 大臣官房 省改革推進・コンプライアンス室へ行った公益通報について、内部公益通報として取り扱われるまでの経過もあわせて整理します。

[3] では、2026 年 3 月 28 日の情報発信で問題の一つとして取り上げた博士人材追跡調査（JD-Pro）について、その後に確認された経過を整理します。2022 年度に実施された調査に基づく報告書が未公開のまま、2023 年度調査に基づく「博士人材追跡調査－第 5 次報告書－」（調査資料 356）が公開された経過、公開後に確認された正誤表の内容やサイレント修正等、訂

正対応に関する問題、さらに 2026 年度に新たな博士人材追跡調査を外部委託により実施する動きについて示します。

[4] では、2022 年度博士人材追跡調査に基づく報告書が未公開となっている経緯等を明らかにするため、科学技術・学術政策研究所に対して行った情報公開請求の内容と目的を説明します。調査の実施費用や回答規模に加え、2022 年度調査に基づく報告書が未公開となった経緯、公開計画の変更、報告書スケジュールの不自然な記載等、各情報公開請求の内容と意図を紹介します。

[5] では、文部科学省 大臣官房 省改革推進・コンプライアンス室による公益通報への対応を、2026 年 3 月 30 日の最初の通報から、内部公益通報としての正式受理、調査、8 月 5 日の調査結果通知、その後の確認まで整理します。その上で、職階の高い職員による業務管理上の問題をどのように評価・是正するのかという、公務員組織や公益通報制度に関わる課題について検討します。

[2] 刑事告発および文部科学省 大臣官房への公益通報に関する経過

[2-1] 本パートの構成

[1-2] で示したように、私は科学技術・学術政策研究所において生じた問題について、2026年3月に東京地方検察庁へ刑事告発状を提出し、3月28日に Wish2Reform による情報発信を開始しました。本パートでは、刑事告発状を作成・提出するに至った考え方、その後に東京地方検察庁から返却されるまでの経過、さらに刑事告発状の再提出をいったん保留することとした理由を整理します。

刑事告発状は2026年4月に東京地方検察庁から再提出を促される形で返却され、その後、法律実務家とも相談しながら再提出を検討しています。一方、文部科学省 大臣官房への公益通報について、省改革推進・コンプライアンス室が内部公益通報として取り扱う方向を示したため、私は文部科学省による調査とその結果を確認した上で、刑事告発状の再提出について改めて判断することとしました。

なお、本パートでは刑事告発状の再提出を保留する判断に関係する文部科学省 大臣官房への公益通報に関する初期の経過を扱います。内部公益通報としての正式受理、その後の調査、2026年8月5日の調査結果通知および調査終了後の確認については、[5] で詳しく整理します。

以下、[2-2] では刑事告発状の作成に至った経緯と作成当時から認識していた懸念点、[2-3] では Wish2Reform の公開から刑事告発状の返却までの経過、[2-4] では刑事告発状の再提出を保留している理由を説明します。

[2-2] 刑事告発状の作成に至った経緯と作成当時から認識していた懸念点

[1-2] で示したように、2026年2月中旬、私は科学技術・学術政策研究所が、JGRAD 参加大学や事業への貢献者に対して十分な説明や調整を行わないまま、博士人材データベース

(JGRAD) 事業を急遽終了する方針であることを把握しました。それ以前から、川村上席の勤務実態や報告書公刊遅延、橋本総括の業務管理、塩崎所長を含む研究所上層部の対応に問題があ

と考えていましたが、JGRAD 事業の終了方針を把握したことを契機として、これらの問題について刑事責任が生じる可能性を具体的に検討することとしました。そこで、関連する経緯と証拠となり得る資料を整理して刑事告発状を作成し、2026 年 3 月 13 日に東京地方検察庁へ送付しました。

刑事告発状の作成に当たり、参考にした一方で、本件との比較を通じて立証上の懸念も抱いた事例として、2025 年 12 月に報道された奈良県保健研究センターの事案が挙げられます。この事案では研究員が申請した計 53 回の在宅勤務のうち 52 回に勤務実態がなかったとして、停職 6 カ月の懲戒処分を受けました。加えて、奈良県は、勤務していなかった分の給与の返還を求める方針も示しました。情報提供を受けた奈良県人事課がアウトドア施設で現地確認を行ったところ、研究員が現れ、在宅勤務の申請日に同施設を利用していたことを認めたという事案でした。一方、保健研究センター側では、業務全体に支障がなかったため、勤務実態がなかったことを把握できなかったと報道されています。

<https://gyo.tc/https://www.asahi.com/articles/ASTDT2TFLTDTPOMB00ZM.html>

奈良県保健研究センターの研究員の事案と外形的な状況を比較すると、科学技術・学術政策研究所の川村上席の事案の方がより重大な問題を含む可能性があると考えられました。橋本総括が着任した 2024 年 8 月から 2026 年 3 月末までの暦上の勤務日は約 400 日であり、川村上席はその 9 割以上の日をテレワーク勤務としていました。このため、概算で 360 日以上がテレワーク申告日に当たります。私は、これらのテレワーク申告日の相当部分に勤務実態がなかった可能性があると考えました。また、奈良県保健研究センターの事案では、業務全体に支障がなかったため、所属組織では勤務実態がなかったことを把握できなかったと報道されています。一方、科学技術・学術政策研究所の事案では、私が橋本総括に対して川村上席の報告書公刊遅延を防止するための対策を繰り返し促したにもかかわらず、その対策は実施されませんでした。さらに、その状況を塩崎所長に報告した後も、実効的な是正は行われなかったと考えています。テレワーク申告日が奈良県保健研究センターの事案よりも大幅に多い点と、明らかな業務遅延が指摘された後も組織として実効的な対応が行われなかった点の双方から、科学技術・学術政策研究所の事案の

方が、より重大な問題を含むと考えられました。

一方で、奈良県保健研究センターの事案からは、別の懸念も浮かび上がります。この事案では、奈良県人事課がアウトドア施設で現地確認を行ったところ研究員が現れ、本人も在宅勤務の申請日に同施設を利用していたことを認めました。すなわち、勤務実態がなかったことを裏づける直接的な現地確認があり、本人も在宅勤務申請日に施設を利用し、職務を怠った時間があったことを認めた事案でした。これに対し、川村上席の事案では、同様の直接的な現地確認を行うことや本人が不就労の事実を認めることは期待できません。また、奈良県保健研究センターの事案のように、計 53 回の在宅勤務のうち 52 回という形で、不就労日を日単位で特定し、計上することも極めて困難です。加えて、ある日にごく短時間でも業務に従事していた場合、その日全体を不就労日として認定・計上できるのかという問題もあります。

私は、科学技術・学術政策研究所の川村上席の事案は、奈良県保健研究センターの研究員の事案と比べて、より重大な問題を含む可能性があると考えていました。一方、勤務実態を直接示す物証や本人による不就労の自認を得ることは難しいとも認識していました。そのため、実際に川村上席の不就労疑惑を刑事事件として立件することや懲戒処分の対象として不就労日数を含めて認定することは困難であると考えていました。

私が、川村上席のテレワーク申告日における不就労よりも相対的に立証可能性が高いと考えていたのは、橋本総括の業務管理不全でした。川村上席がテレワーク申告日に実際にどの程度、科学技術・学術政策研究所の業務に従事していたかは独立して、テレワーク勤務が常態化し、具体的な理由が示されないまま報告書の公刊が大幅に遅延していたことは、電子記録等から確認できます。また、私を含む複数の職員は、報告書の公刊予定が大幅に遅延していたことから、川村上席がテレワーク勤務として申請した時間の相当部分で科学技術・学術政策研究所の業務を行っていない可能性がある、と橋本総括に指摘していました。それにもかかわらず、橋本総括は必要な勤務実態の確認や進捗管理を行わず、川村上席の業務管理を実質的に放棄し続けていました。こうした対応は管理職として負うべき職務上の責任に背くものであると考えました。

このような懸念点を検討し、立件の可能性は必ずしも高くないとも考えましたが、整理した証

拠資料を添えて、刑事告発状を東京地方検察庁に提出しました。提出に踏み切った第一の理由は、東京地方検察庁が本件に関心を持ち、捜査や立件の要否を検討する可能性があると考えたためです。第二の理由は、私がある後に公益通報として広く情報発信する場合に、刑事告発状を提出して公的な手続による事実確認を求めたことが、私の対応方針と整合すると考えたためです。

公益通報者保護法上の通報対象事実にあたるためには、単なる職務怠慢や公務員倫理上の問題だけでは不十分であり、通報の対象となる事実が法令上の犯罪行為等に該当する必要があります。また、公益通報には、勤務先等の内部に行う第1号通報、通報対象事実について処分・勧告等の権限を有する行政機関に行う第2号通報、報道機関等、被害の発生や拡大を防止するために必要と認められる外部の者に行う第3号通報があります。私は、Wish2Reformでの情報発信を公益通報（第3号通報）に当たり得るものと位置付ける以上、対象となる行為が犯罪行為に該当する可能性が高いと自ら認識していなければ、発信の位置づけと私自身の認識との間に不整合が生じると考えました。また、広く情報発信を行う時点で既に刑事告発を行っていることは、発信内容の重大性を示し、社会的関心を喚起する要素になると考えました。

3月13日に送付した刑事告発状が、Wish2Reformで本件について発信した3月28日の時点でも返送されていなかったことから、受理されているか、少なくとも内容の検討が行われている可能性があると考えていました。こうした背景から、3月28日のWish2Reformでの発信では、本件について東京地方検察庁へ刑事告発状を提出済みであることを記載し、YouTube動画でも説明しました。

[2-3] Wish2Reformの公開から刑事告発状の返却までの経過

3月28日にWish2Reformで本件に関する情報を公開し、YouTubeやXでも発信しました。これらの発信には一定の反響がありました。とりわけ、十分な説明や調整を行わないまま博士人材データベース（JGRAD）事業が急遽終了した経緯については、博士課程学生や博士課程修者の間にも、ある程度情報が伝わったと考えています。また、前参議院議員の浜田聡氏からは、Wish2Reformについて、単なる問題の暴露ではなく、研究所の業務改善・改革を促す目的を持

った情報発信であるとの趣旨で、X 上で紹介されました。これに対して私は、公務員組織全体の業務改善・改革を促すことが目的であり、公務員の人事評価制度や組織風土の改善につなげたい旨を返信しました。

YouTube や X といった SNS では一定の反響があった一方、Wish2Reform や私の発信が大手メディアで取り上げられることはありませんでした。全国紙の記者と話したところ、私が実名と顔を公表し、関係者とのやり取りについて具体的な日時やイニシャルを含めて説明していることから、発信内容には高い信憑性があるとの見解でした。また、SNS 上の反応を見る限り、私が発信した基礎的な事実が誤っているとの指摘は見られないとのことでした。一方、大手メディアが問題を取り上げるためには、第三者から見ても明確な証拠があるか、対立する双方への取材によって事実関係の裏付けが得られることが必要であるとの説明も受けました。本件に関して科学技術・学術政策研究所側が沈黙し、取材を行っても回答が得られない場合には、双方への確認による裏付けができないため、Wish2Reform の発信を大手メディアが取り上げることは難しいとの見解でした。

Wish2Reform での発信から 2 日後の 2026 年 3 月 30 日、私は、文部科学省 大臣官房 省改革推進・コンプライアンス室（公益通報窓口）に対し、本件について公益通報としてメール連絡を行うことにしました。（<https://www.mext.go.jp/kouekitsuuhou/1288845.htm>）科学技術・学術政策研究所は、文部科学省直轄の国立試験研究機関であり、文部科学省本省と同じ庁舎内に置かれています。このため、科学技術・学術政策研究所に関する文部科学省への通報が、勤務先等の内部に行う第 1 号通報に当たるのか、処分・勧告等の権限を有する行政機関に行う第 2 号通報に当たるのか、私には明確に判断できませんでした。また、私は 2025 年 9 月 26 日に塩崎所長らに対し、証拠資料を添えて橋本総括および川村上席に関する深刻な問題を指摘し、是正を求めるメールを送付していました。このメールが、実質的には第 1 号通報に相当するとの考えもありました。第 1 号通報と第 2 号通報のいずれに当たるとしても、文部科学省 大臣官房 省改革推進・コンプライアンス室が公益通報窓口として公表しているメールアドレスに連絡すれば、通報の位置づけを適切に判断し、対応を行うものと考えました。そこで、3 月 30 日午前 10 時 4 分、通報

書を添付したメールを公益通報窓口へ送付しました。

送付したメールでは、科学技術・学術政策研究所における勤務管理、承認手続および組織的対応に重大な疑義があるとして、事実確認、証拠の保全および必要な調査を求めました。また、東京地方検察庁に提出した証拠ファイル一式を文部科学省にも提供できることを伝え、客員研究官としての任期が3月31日に終了する前に提出したいとして、早期の回答を求めました。

しかし、3月31日までに文部科学省 大臣官房 省改革推進・コンプライアンス室から私への連絡はありませんでした。私は特に落胆せず、この対応も想定範囲内であると受け止めていました。2025年9月26日に塩崎所長らに対し、橋本総括および川村上席に関する深刻な問題を指摘し、是正を求めるメールを送付した際にも、迅速かつ実効的な対応はとられませんでした。また、それ以外にも文部科学省 大臣官房への問い合わせに関して緩慢で真剣さを欠く対応を経験していたことから、特に職階の高い職員が関係する問題については、誠実かつ迅速に対応されない可能性が高いと認識していました。もっとも、私が3月13日に東京地方検察庁に刑事告発状を送付し、3月28日にWish2Reformで情報発信を行った事実を公益通報窓口が把握した後であれば、事態の深刻さを認識し、誠実かつ迅速に対応する可能性もあると期待していました。しかし、実際には、私が期待したような迅速な対応は見られませんでした。

Wish2Reformで発信した4日後の4月1日、外出先から帰宅すると、東京地方検察庁から書留郵便が届いている旨の不在票が入っていました。しかし、私は郵便局へ受け取りに行くことも、再配達を依頼することもせず、保管期限内には受領せずに東京地方検察庁へ返送されるに任せました。その時点で、封書の内容として考えられたのは、「A：受理した旨の通知」「B：証拠の不備等を理由とする再提出の依頼」「C：今後も受理しない旨を示す通知」のいずれかでした。AまたはBであれば、直ちに受領しても当時の対応に大きな違いは生じないと考えました。一方、Cであった場合、メディアから取材を受ける可能性が残っていた中で「東京地方検察庁には適切に処理してほしい」と話すことが難しくなると考えました。そうなれば、発信内容の重大性を示して社会的関心を喚起することがより難しくなることに加え、公益通報窓口から今後何らかの連絡があると見込まれる中、その対応をさらに弛緩させかねないと考えました。このため、

保管期限内には受領せず、東京地方検察庁へ返送されるに任せました。

私が3月30日に文部科学省 大臣官房へメールで送付した公益通報に対しては、8日後の4月7日に初めて返信がありました。回答は、「（第2号）公益通報については、文部科学省が処分または勧告等を行う権限を有する事業者に関する通報のみを受け付けている。文部科学省には科学技術・学術政策研究所の職員を処分する権限がないため、本件は（第2号）公益通報の対象とはならない」という趣旨でした。私は翌4月8日に、第1号公益通報として取り扱わない理由を照会しました。その後のやり取りを経て、4月14日に内部公益通報窓口のメールアドレスが示されました。私は同日、3月30日付の通報書を改めて送付しました。これらの文部科学省 大臣官房への公益通報をめぐる経過については、[5]で詳しく説明します。

この文部科学省とのやり取りが続いていた4月15日、東京地方検察庁から書留郵便が再送付されました。この時点では、追加的にメディアから取材を受ける可能性がほぼなくなっていたことに加え、文部科学省 大臣官房 省改革推進・コンプライアンス室が、本件を第1号公益通報として取り扱う方向を示していました。このため、再送付された書留郵便を受け取りました。

4月15日に受領した書留郵便の内容は、当初想定した3つの可能性のうち「B：証拠の不備等を理由とする再提出の依頼」に当たるものでした。書面には、「告発事実が特定されているとはいえません」や「弁護士等の法律実務家に相談されることも御検討願います」との記載がありました。これらは定型的な記載である可能性もありますが、少なくとも再提出を拒否する文面ではありませんでした。私は法律実務家とも相談し、添付資料や書面の改訂を含めて再提出を検討することとしました。

[2-4] 刑事告発状の再提出を保留している理由

私は再提出に必要な書面や証拠資料のまとめ方について法律実務家に相談する一方、直ちに東京地方検察庁へ刑事告発状を再提出する必要はないとも考えていました。私の主たる目的は、告発対象とした3名が立件され、刑事罰を科されることではありませんでした。犯罪に該当する可能性があり、刑事告発を検討すべきほどの不誠実な対応や怠慢があったことを示すことで、発信

内容の重大性を伝え、社会的関心を喚起することになりました。また、当事者ではない第三者による調査や評価を通じて、著しい怠慢や不適切な業務管理の有無を明らかにすることも目的としていました。

刑事告発を行った時点で、その第三者として私が想定していたのは検察であり、さらに起訴に至った場合には裁判所でした。しかし、4月に入って文部科学省 大臣官房 省改革推進・コンプライアンス室が本件を第1号公益通報として取り扱う方向を示したことで、状況が変化しました。ただし、私は省改革推進・コンプライアンス室が独立した第三者としての役割を果たすことを期待したわけではありません。科学技術・学術政策研究所は文部科学省直轄の研究機関であり、所長を含む幹部人事は文部科学省本省の人事として行われるため、実質的に一体の組織であると見なすことができます。私は、省改革推進・コンプライアンス室による公益通報への対応を記録することによって、橋本総括や塩崎所長の対応にも表れていた職階の低い職員からの批判や指摘に対しては、形式的な対応にとどめればよい、あるいは黙殺すればよいという姿勢が生じる組織的な背景を示すことができると考えました。その対応を詳細に記録し、Wish2Reformを通じて広く発信することで、組織外の第三者である国民にこの問題を理解し、評価してもらうことが重要であると考えました。

このため私は、文部科学省 大臣官房による公益通報への対応と調査の結果が明らかになるまでは、東京地方検察庁への刑事告発状の再提出をいったん保留することとしました。

[3] 科学技術・学術政策研究所の博士人材追跡調査に関する経過

[3-1] 本パートの概要

2026 年 3 月 28 日の Wish2Reform による情報発信後、科学技術・学術政策研究所は、**2022 年度**に実施した博士人材追跡調査に基づく報告書を公刊しないまま、**2023 年度**に実施した調査結果に基づく報告書を「博士人材追跡調査－第 5 次報告書－」（調査資料 356）として 2026 年 5 月 29 日に公刊しました。しかし、この調査資料 356 には複数の誤記や記載上の不整合が確認され、公刊後に正誤表が公開されました。さらに、公開されている正誤表と第 1 版・第 2 版を照合すると、正誤表に修正が示されていない「サイレント修正」に加え、正誤表に記載された内容とは異なる修正も確認できます。また、科学技術・学術政策研究所は、2022 年度に実施した調査に基づく報告書が未公刊である理由を示さないまま、2026 年度の博士人材追跡調査を外部委託により実施するための手続きを進めています。

以下、[3-2] では、2026 年 3 月 28 日に Wish2Reform で公開した文書における博士人材追跡調査に関する指摘を改めて確認します。[3-3] では、2022 年度調査に基づく報告書の公刊をスキップし、2023 年度調査に基づく調査資料 356 が公刊された経過を示します。[3-4] では、調査資料 356 の正誤表と実際の修正内容を比較し、サイレント修正および正誤表の記載とは異なる修正について説明します。[3-5] では、2026 年度の博士人材追跡調査の外部委託による実施について、公表資料に基づいて説明し、今後の調査実施体制に関する課題を示します。

[3-2] 3 月 28 日の公開文書における博士人材追跡調査（JD-Pro）に関する指摘

[1-2] で示したように、2026 年 3 月 28 日に Wish2Reform で公開した文書では、川村上席の恒常的なテレワーク勤務、勤務実態の不透明さ、報告書公刊の反復した遅延に加え、橋本総括による勤務実態の確認や進捗管理が十分に行われていなかったこと、さらに問題が塩崎所長に共有された後も実効的な改善措置が講じられなかったことを指摘しました。これらを踏まえ、川村上席個人の勤務や報告書公刊の問題にとどまらず、科学技術・学術政策研究所の業務管理およびガ

バランスにも深刻な問題があると論じました。

この公開文書において大幅な公刊遅延を指摘した対象は、「博士人材追跡調査－第5次－」と題する報告書です。（<https://wish.to/reform/issue/i4k.html>）この報告書が集計・分析の対象とする予定であったのは、科学技術・学術政策研究所が『「2022年度博士人材追跡調査」の実施について（ご回答のお願い）』としてウェブサイト上で実施を案内した調査により収集されたデータです。（<https://www.nistep.go.jp/archives/53315/>）ウェブサイト上の実施案内が示す通り、この調査は2022年11月7日から同年12月9日までを調査期間として、2012年度、2015年度、2018年度の博士課程修了者に対して、それぞれ修了9.5年後、修了6.5年後、修了3.5年後の状況を尋ねたものでした。私が2026年3月28日にWish2Reformに公開した文書では、勤務実態が不透明なテレワークおよび反復した報告書公刊遅延により、「**2022年度博士人材追跡調査**」を集計・分析対象とする「博士人材追跡調査－第5次－」が、調査実施から3年以上が経過しても未公刊となっていることを問題の一つとして指摘していました。

[3-3] 2022年度調査の公刊スキップと2023年度調査（調査資料356）の公刊

2026年3月28日のWish2Reformでの公開から約2か月後となる2026年5月29日、科学技術・学術政策研究所は調査資料356として「博士人材追跡調査－第5次報告書－」を公刊しました。（<https://www.nistep.go.jp/archives/62942/>）ただし、この調査資料356が集計・分析の対象としたデータは「**2022年度博士人材追跡調査**」ではなく「**2023年度博士人材追跡調査**」でした。「2023年度博士人材追跡調査」は、2023年11月17日から2024年1月12日までを調査期間として、2021年度の博士課程修了者に対して修了1.5年後の状況を尋ねたものでした。

（<https://www.nistep.go.jp/archives/56566/>）

博士人材追跡調査は、同じ調査対象者の状況を一定期間後に繰り返し把握することによって、博士課程修了後のキャリアの変化を確認できることに意義があります。とりわけ、2022年度調査は、修了3.5年後、修了6.5年後および修了9.5年後という中長期の状況を把握する調査でした。このため、より後の時点に実施された修了1.5年後の状況に関する報告書が公刊されても、

2022 年度の調査結果が持つ情報の重要性は失われません。また、2022 年度調査の結果が公表されなければ、調査回答者の協力や調査実施に投入された公的資金に見合う成果を社会に還元できず、調査協力者および納税者に対する責任を果たしていないことになります。

なお、2026 年 3 月 28 日の Wish2Reform での公開時点では私自身も認識できていませんでしたが、その後に確認したところ、同年 3 月 12 日に科学技術・学術政策研究所が開催した第 17 回政策研究レビューセミナーの発表資料に、第 5 次報告書の集計・分析の対象となるデータが示されていることが分かりました。[\(https://www.nistep.go.jp/archives/62232/\)](https://www.nistep.go.jp/archives/62232/) このレビューセミナーにおいて発表を行った橋本総括は、博士人材追跡調査の第 5 次報告書が、2021 年度博士課程修了者の修了 1.5 年後の状況を把握した 2023 年度博士人材追跡調査に基づくことを説明しています。また、実際の公刊は 2026 年 5 月 29 日となりましたが、発表資料では博士人材追跡調査の概要を示すスライドに、第 5 次報告書について「2026 年 3 月公表」と記載されています。このことから、遅くとも橋本総括が在任していた 2026 年 3 月には、修了 3.5 年後、6.5 年後、9.5 年後を対象とした 2022 年度調査ではなく、修了 1.5 年後を対象とした 2023 年度調査に基づいて「博士人材追跡調査－第 5 次報告書－」を公刊する方針であったことが分かります。この発表の中で、橋本総括自身が「コホートの 3.5 年後、6.5 年後の状況の変化を見ていくことが重要」と説明しています。 [\(https://youtu.be/UgOdw2338Ac?si=9W8N9PDa300xgJei&t=922\)](https://youtu.be/UgOdw2338Ac?si=9W8N9PDa300xgJei&t=922) この橋本総括による説明と、まさに 3.5 年後、6.5 年後を調査した 2022 年度調査の公刊がスキップされたこととの間には、皮肉ともいえる齟齬があります。

科学技術・学術政策研究所のウェブサイトには、2022 年度調査に基づく報告書が未公刊のまま、2023 年度調査に基づく報告書を先に公刊した理由についての説明はありません。また、2026 年 8 月 14 日現在、2022 年度調査に基づく報告書の公刊を取りやめたのか、今後公刊する予定があるのか、取りやめた場合にはどのような理由によるものかについても、公表された説明を確認することはできません。科学技術・学術政策研究所は、2022 年度調査に基づく報告書が未公刊となっている理由を説明しないまま、2023 年度調査に基づく調査資料 356 を公刊しており、2022 年度調査は公刊スキップの状態にあると考えられます。

[3-4] 2023 年度調査（調査資料 356）の正誤表公開とサイレント修正

調査資料 356 として公刊された 2023 年度調査に基づく「博士人材追跡調査－第 5 次報告書－」については、公刊後に行われた訂正と、その内容の公表方法にも問題があります。公刊後間もなく、複数の誤記や記載上の不整合を訂正する正誤表が公開され、科学技術・学術政策研究所ライブラリ上の資料も第 2 版に更新されました。しかし、第 2 版には、正誤表に修正が示されていないサイレント修正があるほか、修正が不十分な箇所、未修正のまま残された箇所、さらに第 2 版への変更によって新たに問題が生じた箇所も確認されます。このため、公開されている正誤表だけでは、第 1 版から第 2 版へ実際に何がどのように変更されたのかを正確かつ網羅的に把握できず、第 2 版においても残る問題の全体像を確認することができません。

まず、調査資料 356 の第 5 次報告書では、正誤表の存在や報告書が改訂された事実そのものも、科学技術・学術政策研究所のウェブサイトを開覧しただけでは把握しにくい状態になっています。2022 年 1 月に公刊された調査資料 317 の第 4 次報告書についても、報告書の改訂および正誤表の公開をめぐるトラブルがありました。（<https://wish.to/reform/issue/i4b.html>）ただし、この時に公開された正誤表は科学技術・学術政策研究所の公表案内ページに「正誤表」および「正誤表（English）」へのリンクが直接掲載され、比較的分かりやすいものとなっていました。（<https://www.nistep.go.jp/archives/50303/>）これに対し、調査資料 356 の公表案内ページには、正誤表の公開や報告書の改訂についての記載がなく、改訂された事実自体を把握しにくくなっています。（<https://www.nistep.go.jp/archives/62942/>）正誤表は、調査資料 356 の公表案内ページからリンクされた科学技術・学術政策研究所ライブラリのファイル一覧に「正誤表（311 KB）」として掲載され、同じページの「Versions」欄に「Ver.1」と「Ver.2」が表示されているにとどまります。（<https://nistep.repo.nii.ac.jp/records/2000295>）このため、ウェブ閲覧者は、ライブラリのファイル一覧まで進まなければ、報告書が改訂された事実や正誤表の存在に気づきにくい状態となっています。

2026 年 8 月 14 日時点で科学技術・学術政策研究所ライブラリで公開されている正誤表には、概要および本編の複数箇所について、修正日が一律に「2026/7/15」と記載されています。

(<https://nistep.repo.nii.ac.jp/record/2000295/files/NISTEP-RM356-errata.pdf>) 正誤表には、有効回答数、調査実施年、年齢構成、図表中の数値等に関する訂正がまとめられています。この正誤表だけを見ると、掲載された訂正がすべて 2026 年 7 月 15 日に行われたように見えます。しかし、2026 年 7 月 4 日 18 時 41 分に保存したウェブ魚拓では、同じ URL で公開されていた正誤表の修正日は「2026/6/19」となっていました。

(<https://gyo.tc/https://nistep.repo.nii.ac.jp/record/2000295/files/NISTEP-RM356-errata.pdf>)

公開中の正誤表では「参 2」の「令和 3 年 3 月」を「令和 4 年 3 月」に改める訂正が追加される一方、それ以前からの正誤表に掲載されていた訂正についても、修正日が「2026/6/19」から「2026/7/15」へ一括して変更されています。すなわち、6 月 19 日の訂正内容を残した上で 7 月 15 日の追加訂正を追記したのではなく、正誤表全体を差し替え、すべての修正を 7 月 15 日に行ったように見える形へ変更したことになります。なお、公開中の正誤表については、ウェブ魚拓の記録を確認するまでもなく、科学技術・学術政策研究所ライブラリ上の記載だけでも不整合を確認できます。Ver.2 のファイル群には、更新日時として 2026 年 6 月 19 日を示す「2026-06-19 07:56:30.419796」が記載されています。すなわち、6 月 19 日に更新された Ver.2 のファイル群に対する正誤表に、7 月 15 日の修正日が記載されている状態となっています。

正誤表を正確に作成し、その内容を広く周知することは、調査研究の成果の信頼性を支える上で重要です。加えて、科学技術・学術政策研究所は文部科学省直轄の政府機関でもあり、成果の信頼性と公文書管理の双方の観点から、訂正履歴を正確に残すことが重要です。この正誤表の差し替えにより、現在公開されている正誤表だけからは、6 月 19 日に一度訂正が行われ、その後 7 月 15 日に追加の訂正または正誤表自体の改訂が行われたという経過を確認できません。このような状態では、第三者が訂正の経過を後から検証することができず、正誤表が本来果たすべき記録機能を果たしているとはいえません。

さらに、科学技術・学術政策研究所ライブラリに残されている第 1 版 (Ver.1)、第 2 版 (Ver.2) および NISTEP 正誤表 (7 月 15 日版) を相互に照合したところ、公開ファイル・記載箇所単位で 80 項目の誤り、不整合または修正上の問題を確認しました。これらには、正誤表に

対応する修正だけでなく、正誤表に掲載されていないサイレント修正、Ver.2 で修正が不十分な箇所、Ver.2 でも未修正の箇所、さらに Ver.2 への変更によって新たに生じた問題が含まれます。確認結果の詳細は、「NISTEP 調査資料 356『博士人材追跡調査－第 5 次報告書－』の包括的正誤表」 (https://wish.to/reform/next01/rm356_true_errata_table.xlsx) に掲載しています。また、包括的正誤表の内容を把握しやすいよう、照合結果の概要、分類基準、全体集計および代表的な事例をまとめた「NISTEP 調査資料 356『博士人材追跡調査－第 5 次報告書－』の包括的正誤表に関する解説資料」 (https://wish.to/reform/next01/rm356_true_errata_guide.pdf) も公開しています。

これらの資料が示す重要な点は、調査資料 356 の問題が、NISTEP 正誤表（7 月 15 日版）に掲載された訂正だけでは把握できないことです。確認した 80 項目の内訳は、正誤表に対応する修正が 16 項目である一方、正誤表に掲載されていないサイレント修正が 26 項目、Ver.2 で修正が不十分なものが 6 項目、Ver.2 でも未修正のものが 31 項目、Ver.2 への変更によって新たに生じたものが 1 項目でした。すなわち、NISTEP 正誤表（7 月 15 日版）だけを参照しても、Ver.1 から Ver.2 への変更内容を正確かつ網羅的に確認することはできず、最新版である Ver.2 にも、読者の理解や調査結果の解釈に影響する誤りや不整合が残されています。このため、科学技術・学術政策研究所には、サイレント修正、修正不十分、未修正および新たに生じた問題を含めた包括的な正誤表を改めて公表するとともに、報告書の公刊前後における実効性のある確認体制を整備することが求められます。

[3-5] 2026 年度博士人材追跡調査の外部委託実施

川村上席が主担当者として外部委託により実施した大規模調査のうち「2022 年度博士人材追跡調査」に加えて「修士課程等在籍者調査（2024 年度修了予定者実績）」および「ポストドクター等の雇用・進路に関する調査（2024 年度実績）」についても、調査実施後の報告書がまだ公刊されていません。2026 年 7 月 31 日に公表された科学技術・学術政策研究所の 2025 年度活動報告（年報）によれば、後者 2 件の調査結果は、いずれも 2026 年度中に調査資料として公表

予定となっています。(<https://www.nistep.go.jp/archives/63890/>)

「修士課程等在籍者調査（2024 年度修了予定者実績）」は、2024 年度に修士課程及び 6 年制課程を修了又は修了予定の学生本人を対象として、2024 年 11 月 1 日から 2025 年 1 月 31 日までを調査期間として実施されたものです。(<https://www.nistep.go.jp/archives/59272/>) 2025 年度年報によれば、「修士課程等在籍者調査（2024 年度修了予定者実績）」の報告書は 2026 年度中に調査資料として公表される予定とされています。一方、「ポストドクター等の雇用・進路に関する調査（2024 年度実績）」は、2024 年度全体における大学・公的研究機関等のポストドクターの雇用及び進路実績を各機関に尋ねる政府統計として、翌 2025 年度に調査が実施されました。(<https://www.nistep.go.jp/archives/61650/>) 2025 年度年報においては、「ポストドクター等の雇用・進路に関する調査（2024 年度実績）」に関しても 2026 年度中に分析結果を政府統計ポータルサイト e-Stat 及び調査資料として公表予定となっています。

ただし、過去の公表予定と実際の公刊時期を踏まえると、川村上席が主担当となっている 2 件の報告書が 2025 年度年報に記載された予定どおり 2026 年度中に公刊されるかについては、慎重に考える必要があります。科学技術・学術政策研究所の 2023 年度の年報においては、博士人材追跡調査（JD-Pro）に関する研究計画概要として「2023 年度は、2024 年度に取りまとめる調査報告の前段階として、2021 コホート 1.5 年後について追跡調査を実施する。」と記載されていました。(<https://www.nistep.go.jp/archives/59298/>) しかし、2022 年度調査に基づく報告書が理由の示されないまま未公刊となっている一方で、2023 年度調査の結果が調査資料 356「博士人材追跡調査－第 5 次報告書－」として公刊されたのは 2026 年 5 月 29 日でした。すなわち、2023 年度年報では 2024 年度に取りまとめる予定とされていましたが、実際の公刊は 2026 年 5 月 29 日となりました。現在未公刊となっている 2 件の報告書を 2026 年度中に相次いで公刊するという 2025 年度年報における予定を楽観視することはできません。

こうした報告書公刊の長期遅延が続く中、科学技術・学術政策研究所は 2026 年 6 月 22 日に「2026 年度 博士人材追跡調査」を委託するため、一般競争入札を公告しました。

(<https://gyo.tc/https://www.nistep.go.jp/archives/63354/>) ただし、応札者が現れなかったた

めか、件名を「2026 年度 博士人材追跡調査等」とした入札を改めて 7 月 28 日に公告しました。
(<https://gyo.tc/https://www.nistep.go.jp/archives/63767/>)

両公告の仕様書によれば、事業規模の上限は 1200 万円となっており、次の 2 つの調査を同時に実施する予定となっています。1 つ目は、2024 年度に日本の大学院の博士課程を修了した者全員を対象とする、修了 1.5 年後の調査です。対象者への調査依頼は、各大学院を通じて行われます。2 つ目は、2021 年度博士課程修了者のうち、2023 年度に実施された修了 1.5 年後調査に回答した者全員を対象とする、修了 4.5 年後の追跡調査です。

博士人材追跡調査 (JD-Pro) は、調査実施に多額の委託費を要し、多数の博士課程修了者や大学関係者に回答・連絡等の負担を求める調査です。調査を実施してデータを収集するだけでなく、その結果を迅速かつ正確な報告書として公刊し、政策形成や社会的検証に利用できる形で、回答者および社会に還元することまでが求められています。

しかし、2022 年度調査は報告書が公刊されず、調査資料 356 は公刊まで長期間を要した上、公刊後にも多数の誤りや不整合、正誤表に記載されていない修正および正誤表の記載とは異なる修正が確認されました。さらに、2024 年度を対象とする修士課程等在籍者調査とポストドクター等調査の報告書も未公刊です。この状態で新たな大規模調査を実施するのであれば、少なくとも、未公刊調査の取扱い、報告書の執筆責任者及び監督責任者、数値や記載内容の確認体制をあらかじめ明確にする必要があります。これらの体制を確保できない場合には、調査を実施すること自体を目的化するのではなく、新規調査の延期、規模又は調査周期の見直し、一時休止を含めて検討することも、納税者・大学等における調査協力者・調査回答者の負担に報いる観点から必要であると考えられます。

[4] 文部科学省 科学技術・学術政策研究所への情報公開請求

[4-1] 本パートの概要

前述の [3] 科学技術・学術政策研究所の博士人材追跡調査に関する経過で示したように、科学技術・学術政策研究所が 2026 年 5 月 29 日に調査資料 356 として公刊した「博士人材追跡調査－第 5 次報告書－」は、2022 年度調査ではなく、2023 年度調査に基づく報告書でした。一方、2022 年度に実施された博士人材追跡調査に基づく報告書は現在も公刊されておらず、その理由や今後の公刊予定についても公表資料から確認することができません。そこで私は、2022 年度調査がどのような規模と費用で実施されたのか、また、それに基づく報告書がどのような経緯で未公刊となっているのかを確認するため、2026 年 8 月 12 日付けで科学技術・学術政策研究所に対して情報公開請求を行いました。本パートでは、その請求内容と、各行政文書を請求した意図を説明します。

以下、[4-2] では、2026 年 3 月 28 日の私の発信後に伝え聞いた科学技術・学術政策研究所内の状況を示します。[4-3] では、情報公開請求制度の概要と今回の請求の意味合いを説明します。[4-4] では、2022 年度博士人材追跡調査の実施費用および回答規模に関する請求を説明します。[4-5] では、2022 年度調査に基づく報告書がいつ、どのような経緯で未公刊となったのかを調べるための請求を示します。[4-6] では、第 5 次報告書の公刊計画や報告書スケジュール中の「調整中」という表記の経緯を確認するために行った 4 種類の請求を示します。

[4-2] 2026 年 3 月 28 日の私の発信後の科学技術・学術政策研究所の状況

私が 2026 年 3 月 28 日に Wish2Reform で発信した後、科学技術・学術政策研究所の元職員（OB）や現役職員を含む複数の方から連絡をいただきました。主な内容は、「思い切ったことをしましたね。大丈夫ですか」「何か力になれることがあれば、お知らせください」といった心配や支援の言葉でした。私はこれらの連絡に対し、おおむね「本当に困った場合には、何かお願いすることもあるかもしれませんが、現時点では静観しておいてください。所長や第 1 調査研究

グループに問いただして煙たがられたところで、状況は改善しないと思います」という趣旨の回答をしていました。なお、2026 年 3 月 28 日の Wish2Reform での発信から 3 日後の 3 月 31 日、橋本総括は従来から予定されていた離任に伴い、科学技術・学術政策研究所の職を離れました。また、塩崎所長は同年 8 月 5 日まで科学技術・学術政策研究所の所長を務め、8 月 6 日付の人事異動により科学技術・学術政策研究所を離れました。

私の発信後、科学技術・学術政策研究所では、塩崎所長や第 1 調査研究グループの関係者がいない場では、「Wish2Reform で示された内容は、自分が知っている事実とも符合する」「橋本前総括と川村上席に問題があるとは聞いていたが、そこまで深刻だとは考えていなかった」等の話をしていたそうです。しかし、私が連絡を取った数名の職員に限らず、Wish2Reform での発信について塩崎所長や第 1 調査研究グループには聞かない、聞けないという状況で表面的には平静を保っていたそうです。

また、2026 年 6 月に複数の職員に [3-3] に示した「博士人材追跡調査－第 5 次報告書－」が 2022 年度調査ではなく、2023 年度調査に基づいている理由を尋ねたところ、「理由は分からない」「尋ねたら、恐ろしいことが発覚しそうなので、おそらく誰も聞けていない」という趣旨の回答がありました。このため、私は情報公開請求によって、理由が分からないまま 2022 年度博士人材追跡調査に基づく報告書が未公開となっている経緯を科学技術・学術政策研究所が明らかにせざるを得ない状況を作ることとしました。

[4-3] 情報公開請求の制度概要と今回の請求の意味合い

情報公開請求とは、行政機関が職務上作成または取得し、保有している行政文書について、開示を求めることができる制度です。行政機関がどのような資料に基づいて政策や業務を進めたのかを検証できるようにし、行政の透明性と説明責任を確保することを目的としています。行政文書には、職員が職務上作成または取得し、組織的に用いるものとして行政機関が保有している文書、図画および電磁的記録が含まれます。この要件を満たす場合には、職員個人の氏名など是一部不開示（黒塗り）となることもありますが、業務上の連絡に使用されたメールなども情報公開

請求の対象となります。なお、私は 17 府省庁の人事評価制度に関する資料を情報公開請求によって入手し、Wish2Reform で 2026 年 3 月 28 日に公開した資料の一つとして掲載しています。

(<https://wish.to/reform/reference.html>)

開示請求を受けた行政機関は、原則として請求があった日から 30 日以内に、行政文書の全部または一部を開示するか、不開示とするかを決定し、その結果を書面で請求者に通知します。全部開示または一部開示が決定された場合には、その後、写しの交付などの開示方法を申し出て、実際の開示を受ける手続に進みます。一方、請求の対象とした行政文書を行政機関が保有していない場合には、「行政文書の不存在」を理由とする不開示決定が書面で通知されます。

今回の情報公開請求では、行政文書が開示される場合だけでなく、「該当する行政文書を保有していない」ことを理由とする不開示決定にも重要な意味があると考えています。多額の委託費を支出して実施した大規模調査の報告書が現在まで公刊されていないことについて、その経緯を示すメールその他の行政文書がまったく存在しないのであれば、正式な意思決定、関係者間の共有および記録作成を経ないまま、担当者の独断または担当グループ内の口頭でのやり取りだけで報告書が未公刊となった疑いが強まります。また、そのような重要な判断の記録が作成または保存されていなかったとすれば、科学技術・学術政策研究所の業務管理と行政文書管理のあり方自体が問われることになります。

また、今回の情報公開請求では中核となる「2022 年度博士人材追跡調査に基づく報告書が未公刊となった経緯」に関する請求に加えて、周辺的な情報が記録された行政文書に関する請求も行いました。2022 年度博士人材追跡調査に関わる文書に加えて、結果的に 2023 年度博士人材追跡調査に基づいて作成された「博士人材追跡調査－第 5 次報告書－」に関する行政文書も請求の対象としました。以降では、今回の情報公開請求の対象とした行政文書とそれぞれの請求の意図を説明します。

[4-4] 2022 年度博士人材追跡調査の費用および回答規模に関する文書

まず、2022 年度博士人材追跡調査の直接的な実施費用と回答規模を確認するため、2 種類の

行政文書を請求しました。2022 年度博士人材追跡調査について、直接的な委託費としてどれだけの公費が支出され、どれだけの者が調査に協力したのかを明らかにするための請求です。1 つ目は、契約書、請求書、支払額の確定に関する文書など、委託費としての最終的な支出金額を確認できる行政文書です。2 つ目は、全体の対象者数、回答者数、有効回答者数および回答率を確認できる集計表などの行政文書です。

博士人材追跡調査は、科学技術・学術政策研究所が実施主体となり、調査実施に関する一連の実務を外部の調査会社に委託して行う調査です。委託先は、調査用ウェブシステムやウェブ調査票の作成、調査依頼と督促、回答データの整備・クリーニング、集計、ならびに図表を含む調査結果報告書の作成など、調査実務の大部分を担うため、一定の委託費用が必要となります。

2022 年 11 月 7 日に開始された 2022 年度博士人材追跡調査は、2012 年度、2015 年度および 2018 年度の博士課程修了者のうち、過去の博士人材追跡調査に協力した者を対象としていました。（<https://www.nistep.go.jp/archives/53315/>）3 つの修了年度を合わせた回答者数は、数千人規模であったと認識しています。多額の公費支出があり、数千人の回答者が協力したと考えられる調査ですが、上述の請求によって、直接的な委託費用および回答者数の正確な数値を把握します。

[4-5] 2022 年度博士人材追跡調査に基づく報告書の未公開に関する文書

続いて、今回の情報公開請求の中核として、2022 年度博士人材追跡調査に基づく報告書が未公開となった経緯を明らかにするため、2 つの情報公開請求を行いました。1 つ目は、同報告書の公開について、公開の中止、大幅な延期、または 2023 年度調査に基づく報告書との公開順序の入れ替えを検討または決定したことが分かる起案・決裁文書、電子メール等です。2 つ目は、2022 年度調査の回答者に対し、報告書の公開中止、延期または公開順序の変更について説明または通知した電子メール、郵送文書です。

科学技術・学術政策研究所の「2022 年度活動報告（年報）」では、研究計画の概要として、「2022 年度は、2023 年度に取りまとめる調査報告の前段階として、2018 コホート 3.5 年後、

2015 コホート 6.5 年後、2012 コホート 9.5 年後について追跡調査を実施する」と記載されており、2022 年度博士人材追跡調査に基づく調査報告を 2023 年度に取りまとめる計画が示されていました。（https://www.nistep.go.jp/wp/wp-content/uploads/nistep_annual-report2022.pdf#page=22）それにもかかわらず、後から実施された 2023 年度博士人材追跡調査に基づく調査資料 356 が 2026 年 5 月 29 日に先に公刊され、2022 年度調査に基づく報告書は、2026 年 8 月 14 日現在も公刊されていません。多額の委託費用を支出し、多数の回答者の協力を得て実施した大規模調査について報告書の取りまとめが大幅に遅延し、後から実施された調査に基づく報告書が先に公刊されるのであれば、科学技術・学術政策研究所として適切な意思決定プロセスを経ることが求められます。この意思決定プロセスに関わる行政文書の開示を目的に行うのが、1 つ目の情報公開請求です。

また、数千人規模の回答者の協力を得た大規模調査に関して公刊の中止、大幅な延期、または 2023 年度調査に基づく報告書との公刊順序の入れ替えを行うのであれば、調査に協力した回答者には誠実な説明が求められます。2022 年 11 月 7 日に開始された 2022 年度博士人材追跡調査について、調査実施時の「ご回答のお願い」では「本調査結果については、報告書の刊行と同時に NISTEP のホームページに掲載する予定です。」と記載され、2026 年 8 月 14 日現在も閲覧できる状態で公表されています。（<https://www.nistep.go.jp/archives/53315/>）調査に協力した回答者に対して、何らかの説明または通知を行った行政文書の開示を目的に行うのが 2 つ目の情報公開請求です。

ただし、私は上記の 2 種類の行政文書は存在しない可能性が高いとも考えています。少なくとも、私が第 1 調査研究グループで常勤の上席研究官として勤務していた 2025 年 5 月末までは、2022 年度博士人材追跡調査に基づく報告書の公刊中止あるいは公刊順序の入れ替えが決定されたという所内の情報はありませんでした。私や他の職員が「川村上席は 2022 年度に調査を実施して、当初 2023 年度公刊予定としていた博士人材追跡調査の報告書を 2025 年に入っても公刊していない。川村上席の業務実態が不透明なテレワークと理由不明の反復した報告書の公刊遅延は、真剣に対処しなければならない」として当時の橋本総括に強く対応を求めても、橋本総括は

問題の深刻さについては理解を示すものの、対応は緩慢でした。

一方、今回の発信や情報公開請求に向けて過去の情報や資料を改めて整理する中で、私は、2022 年度調査に基づく報告書を公刊しないという考えが、より早い段階から川村上席の中にあつた可能性も考えるようになりました。上述したように「2022 年度活動報告（年報）」では、2022 年度博士人材追跡調査に基づく調査報告を 2023 年度に取りまとめる計画が明記されていました。当時の科学技術・学術政策研究所内では、2022 年度調査に基づく報告書を「博士人材追跡調査－第 5 次－」、2023 年度調査に基づく報告書を「博士人材追跡調査－第 6 次－」としてそれぞれ公刊する計画でした。しかし、2024 年 10 月 23 日に公表された「2023 年度活動報告（年報）」の博士人材追跡調査に関する記載では、2022 年度調査を実施した事実と、それに基づく報告書の作成経過・予定のいずれも明記されなくなっています。

<https://nistep.repo.nii.ac.jp/records/2000159>

このような年報の記載の変化を踏まえると、川村上席は正式な所内計画とは別に、2024 年度の途中から、2022 年度博士人材追跡調査に基づく報告書の公刊を見送り、それまで「第 6 次」として予定されていた 2023 年度調査に基づく報告書を「第 5 次報告書」として位置付け直すことを考えていた可能性があります。そして、業務管理や進捗管理が著しく不十分であった橋本総括の着任後、その考えを実行に移したのではないかと私は考えています。

このため、2022 年度調査に基づく報告書が現在まで公刊されていないのは、川村上席の独断によるものか、組織内で何らかのやり取りがあつたとしても、適切な意思決定プロセスを経ず、橋本総括との口頭でのやり取りにとどまっていたためではないかという疑念があります。「行政文書の不存在」を理由とする不開示決定の書面を受領することで、その疑念を確信に替えることができます。

[4-6] 第 5 次報告書の公刊計画と「調整中」の経緯に関する文書

続いて、結果的に 2023 年度博士人材追跡調査に基づいて作成された「博士人材追跡調査－第 5 次報告書－」について、その内容や公刊計画がどのように位置付けられ、実際の公刊に至るま

でにどのような調整が行われたのかを確認するため、4種類の情報公開請求を行いました。これらは、[4-5]で示した2022年度調査に基づく報告書が未公開となった経緯を直接確認するための請求とは異なり、第5次報告書に関する行政文書から、調査計画や公刊までの経緯を確認するものです。

1つ目は、各年度・各事業の調査研究計画のうち、川村上席が関わる大規模調査の実行計画に関する文書です。科学技術・学術政策研究所では、毎年2月頃に各調査研究の担当者が翌年度以降の調査実施や報告書公刊の予定を示す実行計画案を作成し、研究所上層部や関係部署の承認を得た後に確定版となります。今回の請求では、川村上席が着任する前に実行計画案が作成され、本人がその作成に携わっていなかった2021年度分から、直近の2026年度分までの6か年分を請求対象としました。また、博士人材追跡調査に限定せず、川村上席が担当していた外部委託を伴う大規模調査として修士課程在籍者を対象とした調査、ポストドクター等の雇用・進路に関する調査を含めて請求しました。これらの文書によって、博士人材追跡調査の2022年度調査と2023年度調査が各年度の計画上どのように位置付けられていたのかを、他の大規模調査の計画とあわせて確認します。

2つ目は、2024年7月に、新たに着任した所長および総務研究官への説明に用いられた第1調査研究グループの所管事項説明資料です。この資料は、第1調査研究グループが担当する業務や今後の報告書公刊予定を説明するために作成された資料です。私の記憶では、その資料には2022年度調査に基づく第5次報告書、2023年度調査に基づく第6次報告書の公刊予定が図として明瞭に記載されており、橋本総括の前任の総括上席研究官が説明していました。この所管事項説明の約10日後に第1調査研究グループの総括上席研究官の異動があり、橋本総括が着任しました。この2024年7月の所管事項説明資料によって、橋本総括の着任時までは確実に2022年度調査に基づいて第5次報告書が作成される予定であったことが確認できると考えています。

3つ目は、2025年度の所内連絡会議資料のうち「博士人材追跡調査－第5次－」の公刊予定が記載された報告書スケジュールです。私は2026年3月28日のWish2Reformでの発信において、2025年6月25日の連絡会議までは2025年6月公刊予定であった「博士人材追跡調査－第

5 次－」が、7 月 2 日に「7 月（調整中）」へ変更され、「7 月（調整中）」という表記が 8 月 27 日まで続いたこと、その後も 9 月 3 日に「9 月の調整中」、10 月 1 日に「10 月の調整中」と変化し、10 月 29 日には「12 月（調整中の表記なし）」へと不可解な記載変化があったことを示しました。（<https://wish.to/reform/issue/i4k.html>）今回の情報公開請求では、この不可解な「調整中」の表記の前後を含めて 2025 年 6 月 1 日から 11 月 30 日までの所内連絡会議資料の報告書スケジュールを請求対象としました。この「調整中」の不可解な記載変化を行政文書によって改めて確認します。

4 つ目は、報告書スケジュールに「調整中」と記載されていた時期に、第 5 次報告書について具体的にどの部署とどのような調整が行われていたのかを確認するための行政文書です。報告書スケジュール上に「調整中」と記載されていても、その表記だけでは、調整の対象となった文書案や調整先となる部署は分かりません。「調整中」との表記の根拠となった所内外との照会・回答、電子メール、打合せや会議の記録等の行政文書を請求対象としました。これらの文書によって、第 5 次報告書について、調整先となった部署、対象となった原稿、具体的な調整事項を確認します。

ただし、私は 4 つ目として挙げた調整先や調整内容を示す行政文書は存在しない可能性も高いと考えています。2026 年 3 月 28 日の Wish2Reform での発信においても、川村上席が所内外と全く調整していない状態であるにもかかわらず、実態を伴わない「調整中」を報告書スケジュールに記載した可能性に言及しました。また、橋本総括は、担当グループ長である自身が調整状況を全く把握していない「調整中」の記載を許容したか、報告書スケジュールにある「調整中」の記載を気に留めてすらいなかった可能性も指摘しました。「行政文書の不存在」を理由とする不開示決定を受領すれば、その疑念をさらに確信に近づけることができます。

[5] 文部科学省 大臣官房による公益通報への対応と調査結果

[5-1] 本パートの概要

前述の [2] 刑事告発および文部科学省 大臣官房への公益通報に関する経過で示したように、私は 2026 年 3 月 30 日、文部科学省 大臣官房 省改革推進・コンプライアンス室の公益通報窓口に対し、科学技術・学術政策研究所における勤務実態、博士人材追跡調査の公刊遅延、業務管理等に関する公益通報として連絡を行いました。本パートでは、この公益通報について、3 月 30 日の最初の連絡から、内部公益通報としての正式受理、調査、8 月 5 日の調査結果通知、その後の確認までの経過を整理します。

この公益通報は、4 月 14 日に案内された内部公益通報窓口への再送、客観的資料の提出等を経て、5 月 1 日に文部科学省の内部公益通報対応要綱に基づく公益通報として正式に受理されました。その後、文部科学省は、私が提出した資料だけでなく関係資料を確認し、関係者への聞き取りも行った上で、8 月 5 日に調査結果を通知しました。その通知では、通報対象となった上席研究官について勤務実態がないことは確認できず、給与支給が不適切であったとは認められないこと、報告書の公刊遅延は確認されたものの、当該上席研究官の職務懈怠がその主因とは言い切れないとの判断が示されました。8 月 5 日の通知後も、私は調査結果やその評価について追加の照会を行いました。これに対する省改革推進・コンプライアンス室からの回答を 8 月 10 日までに確認し、同日、私からも回答への謝意を伝え、本件に関する同室との一連のやり取りを終了しました。

ただし、私は省改革推進・コンプライアンス室の対応や調査結果に落胆しているわけではありません。[2-4] で述べたように、私は省改革推進・コンプライアンス室を本件について独立した第三者として調査・評価を行う組織と位置付けていたわけではありません。本件では、省改革推進・コンプライアンス室が通報対象となった職員やその管理体制を調査する立場にありました。しかし、科学技術・学術政策研究所の所長や総括上席研究官を含む幹部人事は文部科学省本省の人事として行われるため、実質的に一体の組織であると見なすことができます。このように

実質的に一体と見なし得る組織において、職階の高い職員を含む公益通報に対し、文部科学省がどのような調査・評価を行い、どのように通報者に対応し、調査結果を報告するのかについて、私は日本国民の一人として関心を持っていました。私は、Wish2Reform において一連の対応や調査を広く公開することで、省改革推進・コンプライアンス室を含む文部科学省の対応それ自体を組織外の第三者である国民に評価してもらうことに意義があると考えました。文部科学省 大臣官房への公益通報に関する連絡記録は、職員の氏名等の一部の情報を伏せた上で「文部科学省 大臣官房への公益通報に関する記録」の HTML 版 (<https://wish.to/reform/next01/mext.html>) および PDF 版 (<https://wish.to/reform/next01/mext.pdf>) で公開しています。

以下、[5-2] では、第 1 号・第 2 号公益通報をめぐる省改革推進・コンプライアンス室の初動対応を整理します。[5-3] では、資料提出から内部公益通報として正式に受理されるまでの経過、[5-4] では、正式受理後の長期間の連絡途絶と私からの進捗照会、[5-5] では、8 月 5 日の調査結果通知とその後の確認について示します。[5-6] では、文部科学省 大臣官房への情報公開請求の内容と目的を示します。[5-7] では、一連の公益通報への対応と調査結果を踏まえ、公務員組織に関する課題や改善策について検討します。

[5-2] 第 1 号・第 2 号公益通報をめぐる大臣官房の初動対応

[2-3] においても示しましたが、2026 年 3 月 30 日、私は文部科学省 大臣官房 省改革推進・コンプライアンス室が公益通報窓口として公表しているメールアドレスに、通報書を添付したメールを送付しました。科学技術・学術政策研究所は文部科学省直轄の国立試験研究機関であるため、科学技術・学術政策研究所に関する文部科学省への通報が、勤務先等の内部に行う第 1 号公益通報に当たるのか、処分・勧告等の権限を有する行政機関に行う第 2 号公益通報に当たるのか、私には明確に判断できませんでした。このため、第 1 号・第 2 号のいずれに位置付けられるとしても、省改革推進・コンプライアンス室が公益通報窓口として公表しているメールアドレス (koueki@mext.go.jp) に連絡すれば、通報内容を確認した上で適切な窓口へ取り次がれるものと考えていました。

また、私が送信した同メールでは、客員研究官としての任期が終了する 3 月 31 日までに証拠に関わるファイル類を提供したい旨を伝えていました。しかし、3 月 31 日までに省改革推進・コンプライアンス室から連絡はありませんでした。その後、最初の連絡から 8 日後となる 4 月 7 日に、公益通報窓口から初めて返信がありました。回答は、「(第 2 号) 公益通報については、文部科学省が処分または勧告等を行う権限を有する事業者に関する通報のみを受け付けており、文部科学省には科学技術・学術政策研究所の職員を処分する権限がないため、本件は (第 2 号) 公益通報の対象とはならない」という趣旨でした。

この回答は第 2 号公益通報についてのみ説明するものであり、第 1 号公益通報 (内部公益通報) として取り扱う可能性については触れられていませんでした。このため、私は翌 4 月 8 日、科学技術・学術政策研究所が文部科学省直轄の研究機関であることを踏まえ、第 1 号公益通報として取り扱わない理由を示してほしいという趣旨のメールを返信しました。これに対し 4 月 10 日に公益通報窓口から「外部からの第 2 号公益通報と職員等からの第 1 号公益通報は別々の窓口で受け付けている」との趣旨の返信がありました。しかし、この返信にも第 1 号公益通報を受け付ける内部公益通報窓口の連絡先は記載されていませんでした。

私は同日、「公開されている案内や対応要綱では省改革推進・コンプライアンス室が公益通報窓口として示されている以上、仮に第 1 号公益通報と第 2 号公益通報で受付用のメールアドレスが異なるとしても、3 月 30 日に送付したメールを室内で適切な担当へ回付することが合理的です」という趣旨を伝えました。また、仮に室内回付ができないのであれば、内部公益通報窓口の正式なメールアドレス、担当者名および内線番号を提示するよう求めました。この連絡から 4 日後の 4 月 14 日、公益通報窓口 (koueki@mext.go.jp) から、内部公益通報窓口として n から始まる文部科学省のメールアドレス (n*****@mext.go.jp) が初めて示されました。私は同日、案内された内部公益通報窓口に対して、3 月 30 日に送付した通報書を改めて送付しました。その際、この連絡を 4 月 14 日に新たに行った別の通報としてではなく、3 月 30 日から継続している通報として取り扱うよう求めました。

4 月 16 日、その内部公益通報窓口 (n*****@mext.go.jp) から返信があり、4 月 14 日に私が

送信したメールを同日受信したこと、3月30日以降の公益通報窓口とのやり取りについても省改革推進・コンプライアンス室として承知していることが説明されました。また、室長補佐の氏名と内線番号が示され、通報内容について室内で対応を検討するとの回答がありました。私は同日、この回答に謝意を伝えるとともに、追加資料や事情説明が必要な場合には可能な限り対応する旨を返信しました。

以上のように、私は3月30日の時点で、省改革推進・コンプライアンス室が公表している公益通報窓口に、公益通報として通報書を送付していました。しかし、公益通報窓口による最初の返信まで8日を要し、その回答は本件を（第2号）公益通報として受理しない理由のみを示すもので、第1号通報として取り扱える可能性や内部公益通報窓口の案内は示されませんでした。その後、私の方から第1号通報の可能性を指摘したことで、第1号公益通報の窓口が別に存在することは示されましたが、その連絡先は直ちには案内されませんでした。私は、これらの一連の対応から、公益通報窓口でありながら、公益通報の受付を避けようとする涙ぐましいほどの姿勢を感じました。私は、このような文部科学省 大臣官房 省改革推進・コンプライアンス室の公益通報窓口の対応姿勢は、Wish2Reform を通じて広く国民に伝え、評価してもらう価値のあるものだと考えました。

[5-3] 資料提出と内部公益通報としての正式受理

4月16日に内部公益通報窓口から受領の連絡を受けた後は、省改革推進・コンプライアンス室との間で、通報内容の確認に必要な資料の提出に向けたやり取りが進みました。4月22日、内部公益通報窓口から、通報書に記載した客観的資料を含め、現時点で提出可能な資料をメール添付または郵送で提供するよう依頼がありました。私は同日、東京地方検察庁に刑事告発状とともに提出していた証拠資料と同様のファイル一式を、DVD および USB メモリに保存して郵送する旨を回答し、送付先を確認しました。翌4月23日に内部公益通報窓口から送付先の案内を受けたため、同日、証拠資料を簡易書留で発送しました。

郵便の配達記録では4月24日に到着し、4月27日には内部公益通報窓口から資料を受領した

旨の連絡がありました。その後、5月1日、内部公益通報窓口から、本件について文部科学省の内部公益通報対応要綱に基づく公益通報として受理した旨の連絡がありました。私は同日、正式受理の連絡に謝意を伝え、今後の調査において追加資料の提出や事情説明等が必要な場合には対応する旨を返信しました。このように、3月30日に公益通報として最初の連絡を行ってから約1か月を経て、本件は5月1日に内部公益通報として正式に受理されました。4月14日に内部公益通報窓口が案内されて以降は、資料提出の依頼、送付先の案内、資料の受領確認、正式受理という手順が順次進められました。

私は、正式受理後にどのような調査が行われるのかについて、大きな期待を抱いていたわけではありませんでした。私への事情聴取が行われたとしても多くても一度か二度で、通報者側と科学技術・学術政策研究所側の説明が異なれば、業務管理や勤務の実態までは確認できない、あるいは処分等につながる事実は認定できないという結論になる可能性も想定していました。

むしろ私が注目していたのは、省改革推進・コンプライアンス室が実際にどのような調査を行い、その進捗や結果について適宜連絡を行うのか、比較的短期間で確認できる内容について長期間を費やし、実質的な調査内容が見えないまま「調査を行った」という外形だけが残るのかという点でした。こうした内部公益通報として正式に受理された後の対応過程も、Wish2Reformを通じて広く国民に伝え、評価してもらう価値があると考えていました。

[5-4] 正式受理後の 81 日間の連絡途絶と進捗照会

5月1日に内部公益通報として正式に受理された後、私は、省改革推進・コンプライアンス室がどのような調査や進捗報告を行うのかを確認するため、少なくとも2か月は私の方から連絡や催促を行わず、調査の進行と進捗報告を待つことにしていました。追加資料や事情説明が必要な場合には適宜対応する旨も伝えていたため、調査の過程で必要が生じれば、省改革推進・コンプライアンス室から連絡があるものと考えていました。

しかし、5月1日の正式受理後、省改革推進・コンプライアンス室から私に対して、追加資料の提出依頼、事情聴取、調査の進捗に関する連絡等はありませんでした。6月上旬、私は [3-

3] に示した 2023 年度調査に基づく「博士人材追跡調査－第 5 次報告書－」（調査資料 356）を確認し、2022 年度調査に基づく報告書公刊が川村上席によってスキップされた可能性を認識しました。また、調査資料 356 の報道発表に軽く目を通してだけでも、複数の誤記や不正確な表現があることも把握しました。5 月 1 日の正式受理後に把握した情報に関しても、今後、省改革推進・コンプライアンス室に情報提供する機会に説明しようと考えていました。

その後 7 月に入り、私は当初考えていた 2 か月を過ぎても全く連絡がありませんでした。私は省改革推進・コンプライアンス室に任せて私の方から連絡や催促を行わない方針でしたが、連絡途絶の期間が長すぎると考えました。正式受理から 81 日後となる 7 月 21 日の 13 時頃、公益通報窓口（koueki@mext.go.jp）に CC を入れた上で、内部公益通報窓口（n*****@mext.go.jp）に調査の進捗を初めて照会しました。その照会では、80 日超の連絡途絶は通常想定される期間を超えていることを付記した上で、現時点における調査の進捗状況および今後の見通し等を尋ねました。加えて、進捗情報の整理・文章化に時間がかかることを懸念し、メールを受信次第、まず受領した旨を返信するよう依頼しました。

しかし、受領返信を依頼した 7 月 21 日のメール送信から 2 日以上が経過した 7 月 23 日の夕方になっても、省改革推進・コンプライアンス室から受領連絡はありませんでした。このため、私は 7 月 23 日の 18 時頃に 4 月に確認していた文部科学省の内線番号宛てに電話を掛けました。私からの電話を受けた男性職員に私の氏名を伝え、公益通報を担当している室長補佐への取り次ぎを求めたところ、男性職員から「室長補佐は、今は不在となっており、明日は登庁予定となっている」という回答がありました。このため私から「では、明日に改めて電話を掛け直します」と伝えて電話を切りました。電話を切った直後の同日 18 時 30 分頃に内部公益通報窓口（n*****@mext.go.jp）から、現在も事実関係を確認中であること、追加的な主張があれば連絡してほしいこと、しばらく待つてほしい旨のメール連絡がありました。

その内部公益通報窓口からのメール連絡を受け、同日 19 時 30 分頃、私は翌 24 日の電話連絡を見合わせる旨をメールで返信しました。加えて、今後も問い合わせには随時対応する旨を伝え、7 月 31 日までに実施した調査や今後の見通しを可能な範囲で連絡するよう依頼しまし

た。また、6月上旬に把握した2022年度調査に基づく報告書公刊スキップの可能性についても追加情報として伝えようかと考えましたが、省改革推進・コンプライアンス室の確認状況が不明であったため、追加情報は確認状況や問い合わせ事項が明確になった段階で提供したい旨を連絡しました。

この7月23日に私が送信したメールに対して省改革推進・コンプライアンス室からの返信はありませんでした。ただし、7月31日を期日とする報告を依頼したメールに対して、断りの連絡がなかったことから7月31日には何らかの報告があるものと期待していました。その後、7月31日の13時頃に公益通報窓口(koueki@mext.go.jp)から、現在も事実関係を確認中であり、速やかに調査結果を取りまとめて連絡したいので「今しばらくお待ちいただければ」とのメールがありました。私は、依頼していた確認実施の概要・処理段階・今後の見通しが示されなかったことには不満がありましたが、同日の15時頃、問い合わせには随時対応する旨を添えて、了承のメールを返信しました。

以上のように、5月1日の正式受理後、私が7月21日に進捗を照会するまでの81日間、省改革推進・コンプライアンス室から私に対する事情聴取、追加資料の提出依頼、調査の進捗に関する連絡は一度もありませんでした。私から進捗を照会した後も、7月31日の時点では、私が求めた確認実施の概要、処理段階、今後の見通しは示されず、事実関係を確認中であり、調査結果を速やかに取りまとめるとの説明にとどまりました。私はこの時点でも、8月以降に私への事情聴取や追加資料の提出依頼が行われる可能性があると考えていました。しかし、その5日後の8月5日、省改革推進・コンプライアンス室から調査結果と通報対応終了の通知を受けることになります。

[5-5] 公益通報の調査結果通知と調査終了後の確認

7月31日のメール連絡から5日後の8月5日、公益通報窓口(koueki@mext.go.jp)から調査結果のメール通知があり、本件について通報対応を終了する旨が示されました。メール通知では、通報対象となった上席研究官について、勤務実態がないことは確認できず、その給与支給が

不適切であったとは認められないとの判断が示されました。一方、「博士人材追跡調査－第5次報告書－」の公刊が遅延していたこと自体は確認されたものの、当該上席研究官の職務懈怠がその主因とは言い切れないとの記載がありました。

私はこの通知を受け、同日、省改革推進・コンプライアンス室に対して調査内容について追加の確認を行いました。主な確認事項は、第一に、どのような資料を確認し、どの範囲の関係者に聞き取りを行ったのか、第二に、川村上席本人の勤務実態だけでなく、橋本総括による業務の進捗管理やテレワーク勤務の承認、塩崎所長を含む管理体制についても調査・評価を行ったのか、第三に、私への事情聴取を行わないまま「当該上席研究官の職務懈怠が主因とは言い切れない」と判断した根拠は何かという点でした。回答できない事項についてはその旨を示し、回答可能な範囲だけでも説明してほしいと依頼しました。

翌8月6日、内部公益通報窓口（n*****@mext.go.jp）から回答がありました。具体的な調査内容については回答を差し控えるとしながらも、私が提出した資料だけでなく関係資料も確認し、関係者への聞き取りを実施したことが説明されました。その上で、勤務実態がないことや職務懈怠は確認できなかったとの追加の説明がありました。誰に対してどのような聞き取りを行ったのかは示されず、[5-4]で示したとおり、通報者である私自身に対する聞き取りや追加情報の提供依頼は、5月1日の正式受理から8月5日の通報対応終了まで一度も行われませんでした。

さらに8月7日、内部公益通報窓口（n*****@mext.go.jp）から、橋本総括による進捗管理、テレワーク勤務の承認その他の管理体制についても、関係資料の確認や関係者への聞き取りを通じて調査対象に含めていたとの説明がありました。しかし、川村上席について勤務実態がないことや職務懈怠が確認できなかったことは独立して、管理体制それ自体の適否をどのように評価したのかは別の論点です。省改革推進・コンプライアンス室が管理体制について問題はなかったと評価したのか、それとも管理体制の適否について評価していないのかに関しては、この時点では明示されませんでした。このため、同日、私は内部公益通報窓口に対し、管理体制について問題がなかったと評価したのか、それとも管理体制の適否そのものについては評価していない

のかを改めて照会しました。

8月10日、内部公益通報窓口（n*****@mext.go.jp）から、この照会に対する回答がありました。具体的な調査内容や実施状況についての回答は差し控えるとした上で、当時の総括上席研究官および所長による進捗管理、テレワーク承認その他の管理体制について、不適正な給与の支払と認められる程度の問題はなかったとの評価が示されました。私は同日、この回答内容を確認した旨と謝意を伝え、本件に関する省改革推進・コンプライアンス室との一連のやり取りを終了しました。

なお、省改革推進・コンプライアンス室からの連絡経路についても一つの変化がありました。

[5-2] で示したように、4月には第1号公益通報と第2号公益通報は別々の窓口で受け付けているとの説明を受け、内部公益通報窓口として n*****@mext.go.jp が提示されました。実際、4月以降の内部公益通報に関するメール連絡はこの差出人アドレスから送信されていました。しかし、省改革推進・コンプライアンス室からの7月31日のメール連絡や8月5日の調査結果通知では、再び公表されている公益通報窓口（koueki@mext.go.jp）が差出人アドレスとして使用されました。私には、4月に省改革推進・コンプライアンス室が自ら示した「第1号・第2号で窓口を分ける」という設定を途中から忘れてしまったようにも見え、「自ら示した設定を忘れたらダメでしょう」とツッコミを入れた方がよかったものかと、少し心残りです。

以上の確認により、省改革推進・コンプライアンス室が、私の提出資料以外の関係資料を確認し、関係者への聞き取りを行い、進捗管理やテレワーク承認を含む管理体制も調査対象としていたことは確認できました。また、管理体制についても、不適正な給与の支払と認められる程度の問題はなかったとの評価が示されました。一方で、通報者である私への事情聴取は一度も行われず、具体的にどの資料を確認し、誰にどのような聞き取りを行い、どのような事実認定や評価基準に基づいてこの判断に至ったのかについては明らかにされませんでした。私は、調査結果そのものだけでなく、何をどのように調査し、どのような基準で評価し、その結果を通報者にどこまで説明するのかという対応過程も含めて、公益通報への対応を評価する必要があると考えています。今回の文部科学省 大臣官房 省改革推進・コンプライアンス室の対応過程を Wish2Reform に

において広く公開し、国民に評価してもらうことにも大きな意義があると考えています。

[5-6] 文部科学省 大臣官房への情報公開請求

2026 年 8 月 12 日、私は文部科学省に対し、省改革推進・コンプライアンス室による公益通報への対応に関する 2 種類の行政文書について情報公開請求を行いました。これらの情報公開請求は、私自身の公益通報について個別の調査内容をさらに追及することを目的とするものではありません。文部科学省が第 1 号の内部公益通報および第 2 号の外部公益通報について、どのような具体的なルールを定めて運用しているのかを確認し、今回の一連の対応がそのルールに沿ったものであったのかを検証することを目的としています。

1 つ目は、「文部科学省内部公益通報対応要綱」に基づく内部公益通報への対応に関する行政文書です。（https://www.mext.go.jp/content/20220601-mxt_somukou-000000439_2.pdf）同要綱では内部公益通報への基本的な対応が定められており、第 10 では、要綱に定めるもののほか、公益通報者保護法の実施に関して必要な事項を省改革推進・コンプライアンス室長が定めることとされています。そこで、第 10 に基づいて省改革推進・コンプライアンス室長が定めた規程、内規、手順書その他の行政文書一式を請求しました。公表されている要綱だけでなく、それを実際の業務に適用するためにどのような具体的なルールが定められているのかを確認するためです。

2 つ目は、「文部科学省外部公益通報対応要綱」に基づく外部公益通報への対応に関する行政文書です。（<https://www.mext.go.jp/kouekitsuuhou/1292565.htm>）同要綱の「第 3 通報対応の体制 1 組織体制」では、総括通報等責任者が「通報又は相談への対応に関する規程類の整備」等を総括することとされています。このため、この規定に基づいて整備された規程、内規、マニュアルその他の行政文書一式を請求しました。公表されている要綱だけでなく、その要綱を実際の業務に適用するために、どのような具体的なルールが整備されているのかを確認するためです。

また、同要綱の「第 4 通報への対応（1）通報の受付 ウ」では、「書面、電子メール等、

通報者が通報の到着を確認できない方法によって通報がなされた場合には、速やかに通報者に対して通報を受領した旨を通知するよう努める。」と定められています。私が3月30日に公表されている公益通報窓口へ送付した通報は、第2号の外部公益通報としての受理が検討されましたが、最初のメール返信があったのは8日後の4月7日でした。私は、この対応一つを取り上げても、公表されている要綱に違反している可能性が高いと考えています。

今回の一連の経過では、このほかにも、第1号公益通報の窓口が別に存在することが私からの照会を経て初めて案内されたこと、内部公益通報として正式に受理された後に81日間にわたって事情聴取、追加資料の提出依頼、進捗に関する連絡がなかったこと、さらに最終的にも通報者である私への聞き取りや追加情報の提供依頼が一度もないまま調査結果が取りまとめられたこと等が確認されています。

情報公開請求によって内規、マニュアル等を確認することで、今回の一連の対応が文部科学省自身の定めたルールに沿ったものであったのかだけでなく、そのルール自体が公益通報を適切に受け付け、公正な調査・判断・評価につなげる実効性のある仕組みとなっているのかについても検証したいと考えています。ただし、私の関心の中心は、文部科学省 大臣官房 省改革推進・コンプライアンス室という特定の部署や公益通報という制度そのものにあるわけではありません。私が改革したいと考えているのは、今回のような対応の背景にある公務員組織全体に通じる問題です。

省改革推進・コンプライアンス室の担当者にとっても、公益通報の受付を避けようとする涙ぐましいほどの姿勢をとるより、定められた規定に沿って通報を受領し、要綱に沿った通常に対応を行う方が、精神的にも業務的にも負担は小さかったように思います。加えて、双方から聞き取りを行い、説明に齟齬がある場合には、業務メール等の記録の有無や内容と照らし合わせることで、調査担当部署として可能な範囲で公正な評価・判断を行うことはできたと考えます。こうした方法であれば、比較的短期間で一定の公正性・中立性のある調査・評価を行うことも可能だったのではないかと考えています。それにもかかわらず、なぜ今回のような対応になったのか。そのような対応を生じさせ得る公務員組織の構造や制度について考える必要があります。

[5-7] 公益通報への対応から考える公務員組織と制度改革

今回の公益通報への対応を振り返ると、まず改善が必要だと考えるのは、通報を受け付ける入口の段階です。[5-2]で示したように、私は3月30日に省改革推進・コンプライアンス室が公表している公益通報窓口へ通報書を送付しました。しかし、最初のメール返信まで8日を要し、その回答では（第2号）公益通報として受理しない理由のみが示され、第1号の内部公益通報として取り扱う可能性については触れられませんでした。その後も、私から照会して初めて内部公益通報の窓口が別に存在することが示され、その連絡先が実際に案内されるまでには、さらにやり取りを要しました。

私は、このような初動対応には、通報内容を確認して適切な制度や担当者につなぐことよりも、まず受け付けない理由を探す方向に意識が向いていたように感じます。第1号の内部公益通報では、通報対象者や調査担当者が同じ省庁の職員であり、直接の上下関係がなくても、過去の勤務関係等を通じた組織内の人間関係があります。職階の高い職員が通報対象となる場合には、担当者が明示的な指示を受けなくても、上位者の意向を忖度し、問題を小さく扱う方向へ判断が傾く可能性があります。

第2号の外部公益通報についても、行政機関の外部からの通報であるというだけで、常に十分な独立性が確保されるとは限りません。中央省庁が所管する法人には、その省庁の出身者や退職者が役職員として勤務している場合もあり、当該省庁の現職職員と元職員との人的なつながりが存在することがあります。このような場合、当該省庁の勤務経験者や現職職員と懇意な人物が通報対象者となったときには、人的関係への配慮や忖度によって、問題を小さく扱う方向へ判断が傾く可能性があります。

私は、中央省庁における公益通報については、公務員組織の通常の指揮命令系統だけで受付、調査、評価を完結させない仕組みが必要だと考えています。そのため、少なくとも中央省庁に寄せられる内部公益通報および外部公益通報については、政治任用によって通常の公務員組織とは異なる立場に置かれている大臣、副大臣、大臣政務官のうち、あらかじめ担当を定めた者が、公益通報窓口として公表されたメールアドレスに届くすべての通報を、公務員組織による選別や要

約を経ることなく、リアルタイムで確認できる仕組みを設けることが望ましいと考えています。

どの通報が重要で、どの通報を政治任用の担当者に報告するかという判断自体を公務員組織だけに委ねれば、その選別の段階で、通報対象者の職階や人的関係等によって判断や対応が歪む可能性があります。このため、通常の公務員組織からは一定の距離を置いた政治任用の担当者が、通報内容そのものに加えて、その後の受理・不受理の判断、調査の進捗および結果を継続的に確認できるようにし、通常の公務員組織によるフィルターを介さず公益通報への対応過程を把握できる仕組みとすることが重要だと考えています。

ただし、私がより根源的な問題だと考えるのは、公益通報対応の体制といった各論ではありません。また、公益通報者保護法上の通報対象事実に該当し得る犯罪行為等が、公務員組織の中で日常的に発生するわけではありません。一方、業務怠慢、公務員倫理上の問題、不公正な意思決定、組織内の問題提起に対する軽視や黙殺といった問題は、より高頻度で生じ得ます。むしろ、日常的な組織運営という観点では、こうした「犯罪とは言えないが、組織として放置すべきではない問題」をどのように是正するかが重要です。

こうした状況を改善する上で、私は、2026年3月28日のWish2Reformで「公務員組織における人事評価および業務管理の改善に関する提言」として示したように、人事評価のあり方を見直すことが重要だと考えています。（<https://wish.to/reform/solution.html>）公務員組織では、原則として職階の高い職員が職階の低い職員を一方的に評価する形式で人事評価が行われます。しかし、その一方向の評価だけでは、職階の高い職員に業務怠慢等があり、職階の低い職員から問題提起や批判があったとしても、通常は人事評価に反映されません。むしろ、評価権限を持つ側と評価される側との力関係によって、問題を指摘する側が不利益を懸念し、問題提起や批判を控える方向に働く可能性すらあります。

このため、仮に職階の高い職員に業務怠慢等があったとしても、職階の低い職員にとっては、見て見ぬふりをするのが組織内で身を守るための合理的な処世術となり得ます。例えば、一つの課において10名の課員がA課長の業務怠慢等の問題を認識していたとしても、現状の制度では、課員が職階の上位にあるA課長を人事評価することも、課員自身が実効性を伴う是正措置を

とすることもできません。中央省庁では、A課長の部下であることを「A課長に仕えている」と表現することもあります。このような表現に象徴されるように、A課長の指示や意向が公務員倫理に反する、あるいは業務の効率性を著しく損なうものであったとしても、それに従う形でA課長に奉仕することが組織内では合理的となってしまう構造に問題の根源があると考えています。

このような構造を変えるためには、職階の高い職員についても、上司による一方向の評価だけでなく、部下や同僚による多面的な評価を人事評価の仕組みに取り入れることが必要です。業務指示の明確さ、進捗管理、部下からの意見や異論への対応等について、複数の立場から継続的に評価することで、上司からの評価だけでは把握しにくい管理職の業務姿勢や管理能力を、人事上の判断に適切に反映させることができます。

このような360度評価に相当する制度によって、平時の人事評価を通じて管理職として不適格な者が管理職に登用されにくい体制を構築するとともに、管理職となった後も、部下からの批判や改善提案を軽視・黙殺するのではなく、真摯に受け止めて対応することが自身の評価にもつながる仕組みを作ることができます。職階の高い者に一方的な評価権限を与えるのではなく、管理職自身も周囲から継続的に評価される状態を作ること、問題が深刻化する前の日常的な段階から、より適切な業務管理や組織運営を促すことができると考えています。また、管理職に限らず、部下や同僚に協力的に接し、周囲の業務を支えている職員については、そうした日常的な貢献が評価に反映されることになります。

一方、このような平時の評価制度を整備するだけでは、職階の高い職員について具体的な問題が生じた場合への対応として十分ではありません。業務怠慢、不適切な業務管理、公務員倫理上の問題、不公正な意思決定等が具体的に指摘された場合には、通常の指揮命令系統の中だけで処理するのではなく、そこから一定程度独立した立場の者が、問題の有無や程度を検証・評価し、必要な是正につなげる仕組みも必要だと考えています。

中央省庁であれば、上述したように、政治任用によって通常の公務員組織とは異なる立場にある政務三役に相談し、必要に応じて問題の確認や調査を求める経路を設けることも一つの方法です。政務三役は、担当する省庁の政策や業務内容を踏まえて個々の問題を評価できる立場にある

とともに、幹部職員の人事や組織運営にも関与する立場にあります。重要なのは、職階の高い職員に関する問題であっても、その職員を取り巻く通常の上下関係や人的関係の中だけで判断が完結せず、別の立場から問題の有無や程度を確認できる仕組みが存在することです。

また、このような仕組みには、実際に調査や是正を行う機能だけでなく、問題行動を未然に抑止する効果も期待できます。職階の高い職員にとって、自身の業務姿勢や意思決定について、部下から具体的な問題提起があれば、通常の指揮命令系統とは異なる立場からそのような検証が行われ得ると認識すること自体が、業務怠慢や公務員倫理に反する行動に対する抑止力となり得ます。実際に政務三役への相談や独立した検証が行われる事案が多くなっても、「問題があれば、実効性のある調査・評価が行われ得る」と職階の高い職員が認識することに、制度として大きな意味があると考えています。

平時には 360 度評価に相当する制度によって管理職の業務姿勢や適性を継続的に確認し、具体的な問題が生じた場合には、通常の指揮命令系統から一定程度独立した立場で検証・評価し、必要な是正につなげる。この二つの仕組みを組み合わせることで、職階の低い職員が問題を見て見ぬふりすることを合理的な処世術としなくてもよい公務員組織に近づけることができると考えています。